

令和元年度 第1回 宇治市個人情報保護審議会会議録

会議名	令和元年度 第1回 宇治市個人情報保護審議会
日時	令和元年8月8日(木) 午後2時～午後3時30分
場所	宇治市役所 5階 501会議室
出席者	(委員) 松岡会長 尾形委員 谷委員 能瀬委員 吉田委員 (事務局) 秋元副部長 松井副課長 鶴谷係長 森岡主任 古池主任 (実施機関) 総務部 総務課 総務係 山村係長 福祉こども部 障害福祉課 須原課長、山下副課長、長澤係長 消防本部 警防救急課 金子課長、藤岡副課長、山本係長 (傍聴者) 1人
<p>1 開会</p> <p>2 本日の予定及び資料の説明について(事務局)</p> <p>(1) 本日の予定について</p> <p>ア 平成30年度個人情報保護制度運用状況について(報告事項)</p> <p>イ 防犯カメラの設置状況及び個人情報の収集等の管理運営の状況について(報告事項)</p> <p>ウ 個人情報漏えい事案について(報告事項)</p> <p>エ (仮称)宇治市消防本部消防用ドローンの映像データ管理及び運用における個人情報の取扱いについて(審議事項)</p> <p>(2) 資料説明</p> <p>事務局から、平成30年度個人情報保護制度運用状況について、防犯カメラの設置状況及び個人情報の収集等の管理運営の状況について、個人情報紛失事案についての資料の説明を行った。</p> <p>3 報告事項 平成30年度個人情報保護制度運用状況について</p> <p>(1) 事務局から、資料に沿って、説明を行った。</p> <p>(2) 質疑応答</p> <p>(会長) ただいまの事務局の説明について、質問はあるか。</p> <p>(委員) 危機管理室の2件で結果が違っているのは番地が違うからか。</p> <p>(事務局) 番地は1つの地番を指定され、請求者が居住している家屋について平成24年当時の災害の状況等がわかるものを調べており、請求の中で2つの分を請求されたためそれぞれ違った決定を行った。</p> <p>(委員) なにが違うのか。</p> <p>(事務局) 8月13日及び14日に発生した災害による被害があった地域については宇治</p>	

市が調査をするため該当する文書は存在していたが、災害時以降については宇治市から積極的に調査をするものではなく、被害にあわれた方からの請求があれば調査を行うが、それに該当する文書は調べたが不存在であった。

(委員) 対象期間が違っているということか。

(事務局) そうである。

(会長) よろしいか。それでは次の報告事項に移る。

4 報告事項 防犯カメラの設置状況及び個人情報の収集等の管理運営の状況について

(1) 実施機関から、資料に沿って、説明を行った。

(2) 質疑応答

(会長) ただいまの実施機関の説明について、質問はあるか。昨年度から変更はあるか。

(実施機関) 変更はない。

(委員) 昨年度分ではないが、先日、京都アニメーション放火殺人事件があったが、容疑者が宇治市内を歩き回っており、今年度については、画像提供も規制があると思うがいかがか。

(実施機関) 現在捜査中であり、個別の案件についての言及は控えたい。

(委員) 17件の映像提供は犯罪関係が多いのか。

(実施機関) 基本的には捜査のためである。

(会長) よろしいか。以上で本件報告事項は終了とする。

5 報告事項 個人情報漏えい事案について

(1) 実施機関から、資料に沿って、説明を行った。

(2) 質疑応答

(委員) ファックスでの個人情報の送信について原則禁止とあるが、今後も障害者手帳のNTT西日本への手続きは原則禁止になるのか。

(実施機関) 障害者手帳はセンシティブな情報のため取扱いはさらに注意すべきであることが前提。本人にできる部分はやってもらうことになるが、障害者のさまざまな支援はできる限り変わらずしたいと思っている。今回のような事象であればファックスやEメールはせず、今後は郵送などで行うよう徹底する。

(委員) ファックスやEメールで個人情報を送信するのは今後想定されるのか。現在も既の実施しているものはあるのか。

(実施機関) 聴覚障害者の方については電話でのやり取りができないためファックスやEメールでのやり取りをしている。手話通訳者の派遣依頼や要約筆記者の依頼は1週間前までに申し込んでいただくことになっているが、実際は必要に応じて依頼されることが多い。

(委員) 必要に応じてしているのか。

(実施機関) 郵送等では難しいのが現状である。

(委員) 臨機応変に対応せざるを得ないということは今後もあり得るのか。

(実施機関) 引き続き対応せざるを得ないと思うが、必ず2名でチェックするのは徹底させていただく。

(委員) 今回の障害者手帳はセンシティブ情報そのものである。例えば、通訳の依頼は、病院の通院で、通訳ではセンシティブな事柄に関わる可能性があるというところで、そういった場面ではファックスやEメールのやり取りはせざるを得ないところがある場合には慎重に行い、やり取りを必要最小限にするということによいか。

(実施機関) 手帳の情報は特にセンシティブな情報であるためファックスやEメールを用いないのは前提。病院での通訳、予約、筆記等を求められることがあるが、そういったことは原則送信を禁止されているが、どうしても送る必要がある場合は所属長の許可を得て、送る際は2名でチェックし、安易に送らず間違いがないよう周知徹底を行う。

(会長) よろしいか。それでは次の審議事項に移る。

6 審議事項 (仮称) 宇治市消防本部消防用ドローンの映像データ管理及び運用における個人情報の取扱いについて

(1) 実施機関から、資料に沿って、諮問に係る経過について説明を行った。

(2) 事務局から、資料に沿って、制度の概要及び諮問理由等について説明を行った。

(3) 質疑応答

(会長) ただいまの説明について、質問はあるか。

(委員) 画像の処理や保存は先ほどの防犯カメラと違いはあるか。

(実施機関) ドローンの画像については消防の指揮司令室にあるデジタルレコーダーに一括管理。保存期間は原則1年と定めている。

(委員) セキュリティー対策について、撮影した画像はインターネット回線を経由して消防本部に届く仕組みなのか。

(実施機関) そうである。インターネット回線についてはAESというアメリカの国立標準技術研究所の主導により導入されたもので、アメリカの軍でも採用されていると聞いている。エンコーダーでその映像データを暗号化し、受ける側のデコーダーで暗号化を解除してデジタルレコーダーに保存する仕組みである。

(委員) 消防本部内では有線LANで閲覧になるのか。

(実施機関) そうである。

(委員) 消防内部の有線LANが外部からアクセスされるおそれはあるか。

(実施機関) 専用パソコンを使用するため外部の接続はない。

(委員) 撮影範囲について、ドローンは飛行禁止区域のほうが多くて例外的に飛べるところが細かく規定されている。例外で認められるのは救助と探索で間違いな
いか。

(実施機関) そうである。

(委員) 検討会での調査は、例外で認められている救助と探索には当てはまらないと
いうことでよいか。

(実施機関) そうである。

(委員) 国土交通大臣に承認手続きを事前にする必要があるのか。

(実施機関) そうである。人命捜索活動は例外規定で認められているが飛行訓練や火災訓
練は許可申請が必要となる。

(委員) そこまで含んだ審議になるのか。

(実施機関) そうである。

(委員) 可視カメラと同時に赤外線カメラでも撮影できるのか。

(実施機関) そうである。

(会長) よろしいか、以上で実施機関への質疑応答は終了とする。

(4) 質疑応答

(会長) 先ほどの質疑を踏まえ審議に移る。性質上、当然実用される必要がある気が
する。防犯カメラと比べると保存期間が長い。

(事務局) そこに違いがある。

(委員) セキュリティシステムでいうと外部には漏れないということになっている。

(委員) 実施機関内のインターネット接続であるため電子計算結合の制限には該当し
ないといことか。

(事務局) そうである。電子計算機の結合は外部に提供するときその方法で提供して
はならないと条例で規定しているが今回は該当しない。

(委員) 内部の機器同士のやり取りである。

(委員) 今回の諮問は典型的に認めるという意見ではないということよいか。

(事務局) 類型事項に追加することを想定している。

(委員) 前にやったドライブレコーダーと同じようなことか。

(事務局) ドライブレコーダーや防犯カメラと同じような例外類型の追加を想定してい
る。

(委員) ドライブレコーダーが19号で追加されており、その前に18号で防犯カメ
ラが追加されている。20号を追加する内容をどのようにす
るのか検討すればよいか。

(事務局) そうである。

(会長) 本日は典型的な承認に値することをここで合意して、その後次回の審議会で
答申案を用意いただくということよいか。

- (事務局) 本日は答申案を用意していないため答申案の方向性を示していただき、それを基に答申案を作成する。
- (会長) それでは、本日は諮問事項を例外として受けることでよいかを審議することを中心とする。ドライブレコーダーや防犯カメラの時は意見が出て、条件が付いたので、注意いただく点があればご意見いただければと思う。
- (委員) 急激な気候変動もあるので人間が行けないところにドローンが行くというのは避けて通れない話だと思うので必要であると感じる。要項のとおり原則第三者には提供しないのであればよい。
- (委員) ドライブレコーダーや防犯カメラは事故が起きないと思うがドローンの落下事故があるのでは。
- (委員) 事故で言えば、撮影したデータが入ったままどこかへ行ってしまったらどうするのかという情報漏洩のおそれはあると考えられるが、ドローンそのものには情報を蓄積するのではなくリアルタイムに電子で暗号化したものを送ってそれをレコードして暗号化して複合して消防本部のレコーダーにデータを保存する仕組みであるのでそういう問題もないかと思う。
- (委員) ドライブレコーダーの例外類型と同様の条件でよいのではないかと思う。
- (委員) 今回は検討会というところが特別なところである。ドライブレコーダーは安全運転教育用に使うという話があったが今回はそれが無い。代わりに検討会での取扱いについてはご留意いただくという条件を加える。
- (委員) 廃棄については触れなくてよいか。
- (委員) 目的を達成するために必要最小限とし、それから廃棄するのでよいと思う。検討会で使用することを想定されていると思うが、「宇治市消防本部消防用ドローンの映像データの管理及び運用に関する要項」の第4条第2項では、デジタルレコーダーに保存されている映像データの保存期間は原則として1年とすると記載されている。基本的には1年とあるが、検討を続ける場合は1年以上の保存を認めることもあるだろう。廃棄というのは単にデータの消去でよいのか。
- (委員) SDカードはきちんと処理しやすいがデジタルレコーダーはどうなのか。
- (委員) デジタルレコーダーの書いてある図のとおり DVDレコーダーやブルーレイレコーダーと同じような形になっていてどの程度の保存容量でどのように保存するか違うので一概には言えない。
- (委員) それも良いとするか。
- (委員) そこまでは言う必要はないかと思う。
- (委員) 災害の情報は必要だと思う。
- (委員) 例外を認める必要はある。事務局から例外類型の案を作る際に審議してほしい事項はあるか。
- (事務局) ドライブレコーダーの例外類型19の(4)では「映像を安全運転教育に用い

る場合は、個人を識別できないよう編集または加工すること」とあるが、今回の例外類型を作る際に検討会でも同様に個人を識別できないよう編集または加工が必要となるのか審議いただきたい。

(委員) 個人の家など消してしまうとどこなのか分からない。

(委員) 土砂崩れが起きた位置が特定されないと検討の対象にならないので、それは消せない。私有地だからと言って消すわけにはいかないと思う。それは検討会の性質上、個人の識別をできないように消すようには言えない。ただ、場合にもよるが、人が映っているのは関係ないので、特定できないようであれば問題ないと思う。

(委員) 人が救助される際は当然必要である。

(委員) 仮に崖っぷちに引っかかっている人をどのように救助するかという話であれば、人が映っていないといけない。

(委員) 個人を識別できないよう配慮するという記載はどうか。

(委員) よいかと思う。

(委員) 基本150m以上から撮影するのか。

(委員) 150m以上は飛べないのであってそれよりは低い。

(委員) 個人を識別できるほど飛ぶことはないのか。

(委員) 数メートルの高さまで飛んでいくことは可能である。

(委員) 災害とか救助の時は必要と考える。

(委員) 災害に特化していて何に利用するのか、目的に合っていれば検討会でそれを目的に集まった消防職員が話すのはよいかと思う。ただ、あまりにも個人がはっきり分かってしまう時は工夫すればよい。

(委員) 救助だけではなく、災害の被災状況にたまたま映り込んでいた人はどうするか。

(委員) それはぼかしとか目隠しとか色々な方法ですることは可能である。

(委員) 検討会に参加される方はどのような方か。

(事務局) 実施機関の職員のみである。

(委員) 検討会は必要な事項である。

(会長) それでは、ドライブレコーダーの例外類型を基にし、検討会については個人を特定できないよう配慮する、という形で答申案を作成し、継続審議とする。

7 その他連絡事項等について

次回開催は、日程調整のうえ、開催する。

8 閉会

(会長署名)